

令和8年度富士見市新規創業者支援利子補給金

富士見市では、市内における産業競争力を強化するため、認定特定創業支援事業の支援を受けて市内で新たに創業される方に対し、創業資金を調達するために使用した融資制度の利子に対して、その一部を助成します。

補助対象事業

市内において新たに創業する資金を調達するために使用した次に掲げる融資制度による融資に対して支払った約定利子を対象とします。

- ① 日本政策金融公庫が行う創業関連の融資制度
- ② その他新たな創業を対象とした融資制度で市長が必要と認めるもの

【例】・埼玉県が実施する創業関連の融資制度

- ・民間機関が実施する上記の創業関連の融資制度の標準的な条件に準ずるもの

補助対象者

市長から認定特定創業支援事業による支援を受けたことの証明がある方で、創業するための融資を受けた時点で税務申告を2期終えてない方。ただし、次の要件に該当する場合は、補助対象になりません。

- ① 市税の滞納がある方
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める営業を行なおうとする方
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団に関係する方

補助金額

1月1日から12月31日までの1年間の支払利子の1/2以内、15万円を限度とします。(100円未満切捨て)

※ 返済期日の遅延による利子などは、利子補給の対象となりません。

補助対象期間

利子を支払った最初の日の属する月から60月以内

受付期間

令和9年1月4日(月)から1月29日(金)まで

※ 郵送申請の場合、当日消印有効。

申請書類等

- ① 富士見市新規創業者支援利子補給金交付申請書(様式第1号)
- ② 約定利子支払額証明書(金融機関所定のもの)
- ③ 富士見市新規創業者支援利子補給金融資借入調書(様式第2号)
- ④ 融資制度に係る契約書の写し
- ⑤ 事業所・店舗の位置が確認できる住宅地図等

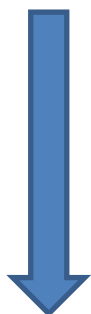


【問い合わせ先】 富士見市産業経済課 TEL 049-257-6827

【手続きの流れ】

1 交付申請書の提出

1月末日までに「富士見市新規創業者支援利子補給金交付申請書」に必要書類を添えて、申請してください。



<申請に必要な書類>

- ① 富士見市新規創業者支援利子補給金交付申請書
- ② 約定利子支払額証明書（金融機関所定のもの）
- ③ 富士見市新規創業者支援利子補給金融資借入調書
- ④ 融資制度に係る契約書の写し
- ⑤ 事業所・店舗の位置が確認できる住宅地図等

2 交付決定

申請内容を確認後、「富士見市新規創業者支援利子補給金交付決定通知書」を送付します。



3 交付請求書の提出

交付決定通知書を受領後、「富士見市新規創業者支援利子補給金交付請求書」を提出してください。



<交付請求に必要な書類>

- ① 富士見市新規創業者支援利子補給金交付請求書
- ② 「富士見市新規創業者支援利子補給金交付決定通知書」の写し
- ③ 振込み指定口座の通帳の写し（通帳中面の名義人がカタカナで記載されているページ）

4 交 付

交付請求書を受領後、およそ2週間後に指定された口座に振り込みます。

※ 事業を廃止した場合、市内での事業をやめた（本店・事業所を市外に移転した）場合は補助の対象となりません。

※ 申請書類に係る様式は、市ホームページから入手できます。



富士見市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。